

にいがた防災ステーション ロゴマーク使用取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、にいがた防災ステーション（以下、「防災ステーション」という。）のロゴマーク（以下、「ロゴ」という。）について適正な使用を確保するため、必要な事項を定める。

（目的）

第2条 ロゴの使用は、防災ステーションに登録された事業者・団体が製造、販売、提供する防災関連商品・防災関連サービス等（以下、「防災関連商品等」という。）の認知度向上を目的とする。

なお、事業者等の商品や活動の品質を県が認証するものではない。

（使用者）

第3条 ロゴを使用できる者は次の各号に定める事業者、団体とする。

- （1）防災ステーションに登録された事業者、団体
- （2）その他、県が特に認めた事業者等

（ロゴの表示可能対象）

第4条 ロゴは、防災関連商品等に係る次の各号に定めるものに使用することができる。

- （1）商品表面、商品パッケージ 等
- （2）宣伝を目的に作成するポスター、パンフレット、ホームページ、広告等
- （3）その他、県が特に認める対象

（ロゴの種類、使用の方法）

第5条 使用可能なロゴの種類、使用方法については、別に定める「にいがた防災ステーションロゴマーク_利用ガイド」のとおりとする。

（使用料）

第6条 ロゴの使用料は、無料とする。

（使用の届け出）

第7条 ロゴを使用する者（以下、「使用者」という。）は、専用フォームから使用の届け出をしなければならない。

2 ただし、次の各号に該当する場合は、前項の規定に関わらず、使用の届け出をすることなく使用することができる。

- （1）報道機関が報道の目的で使用する場合

- (2) 防災ステーションの認知度を高める目的でブログ・SNS等を使用する場合
- (3) 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）が教育目的で使用する場合
- (4) その他、県が特に認める場合

（使用の中止）

第8条 ロゴの使用に際し、次の各号に該当する場合は、県は使用者に対し、ロゴの使用を中止させることができる。

- (1) 本要領の規定に違反している場合
- (2) 防災ステーションのイメージ低下を招く可能性がある場合
- (3) 特定の個人、政党若しくは政治団体又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき
- (4) 使用者のブランドマーク、商標又は意匠等として使用されている場合
- (5) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (6) 暴力団、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者により使用されている場合
- (7) その他、県がロゴの使用について不相当と認めたとき。

（責任の制限）

第9条 前条の規定により使用者に損害が生じた場合又は使用者が表示により第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、県は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

（ロゴに関わる権利）

第10条 ロゴに関する一切の権利は、新潟県に帰属する。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、ロゴの使用に関し必要な事項は県が別に定める。

付 則

この要領は、令和7年1月14日から施行する。